



しあわせ信州
山々と育む すこやかな国

労働ながの

2026

6月

NO.575



若者の未来を応援！
奨学金返還支援制度導入で
「選ばれる」企業へ

企業の奨学金返還負担費用を 県が100%支給

※上限12万円までは10/10を補助 ※企業とは、NPO、社会福祉法人、公益法人等を含みます。

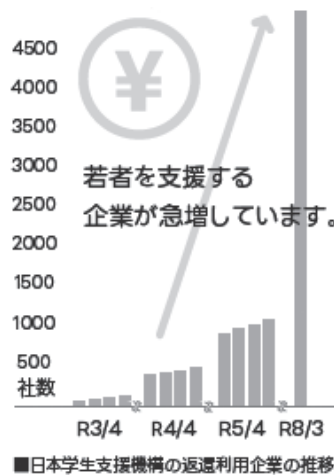
従業員への奨学金返還支援の負担額を県が補助しています

年間12万円の返還を支援している企業の例



進学率の上昇や学費の値上げにより、現在では新社会人の半数以上が、進学時に借りた奨学金の返還義務を抱えており、その返還負担は深刻な社会課題となっています。こうした中、奨学金返還を支援する企業の取組が全国的に広がりを見せています。

長野県は、奨学金返還費用のうち年間12万円を上限に全額を補助する制度を実施しています。企業がこの制度を活用することで、若年層の経済的不安を和らげるとともに、「奨学金返還を支援する企業」として魅力を高め、就活生や若年層から「選ばれる」企業づくりにつなげることができます。奨学金返還支援制度の導入と県補助制度のご活用をご検討ください。



【補助制度の概要】 令和7年度から補助内容を拡充^{*}しています！

^{*} 補助率及び上限額を引き上げ (令和6年度までは補助率1/2、上限10万円)

- ・従業員への奨学金返還支援制度を設ける県内企業に対して、負担額を補助しています。
- ・対象は、県内に本社等を置く資本金10億円未満の中小企業等で、国・県の働きやすい企業に対する認証を取得している企業です。
- ・従業員の奨学金返済に対して企業が負担した額の10/10（1人あたり年額12万円上限）を補助します。

奨学金返還支援制度を導入しませんか？

詳細・申請書等はウェブサイトをご覧ください。
<https://www.shukatsu-nagano.jp/scholarship>



長野県奨学金返還支援制度 検索



JETRO ジェトロ長野からのお知らせ

高度外国人材に関連した ワンストップサービスを提供します



ジェトロは、高度外国人材採用に関心を持つ企業の皆様に対し、以下のような情報提供・支援を実施しています。

◆ 外国人材の採用に関する情報を知りたい

⇒ ポータルサイトでの情報収集

..... <https://www.jetro.go.jp/hrportal/>

ジェトロのホームページ上に設けられた「高度外国人材活躍推進ポータル」には、高度外国人材の採用に必要な情報が網羅されているほか、関連イベントの情報を掲載した「イベントカレンダー」を通じ、イベントを確認できます。

◆ 国内外の外国人材に向けて自社をPRしたい

⇒ OFPリスト（ポータルサイトへの企業情報掲載）

..... <https://www.jetro.go.jp/hrportal/company/>

ジェトロの運営する「高度外国人材活躍推進ポータル」に自社の情報を掲載し、国内外の高度外国人材に向けて自社をPRすることができます。

◆ 外国人材の採用計画から活躍まで実践的な支援を受けたい

⇒ 高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援

..... <https://www.jetro.go.jp/services/bansogata/>

高度外国人材の活躍推進に精通したジェトロの専任コーディネーターが、高度外国人材の採用計画の作成から受け入れ、育成定着までを一貫して支援します。

▶ ご案内メニューの一例：セミナー・各種講習会、合同企業説明会への参加、外国人採用に精通した専門家のコンサルテーションなど（費用は無料、審査及び募集期間があります）

ジェトロのサービス内容についてご関心をお持ちの方は、以下までお問合せください。



ジェトロ長野貿易情報センター

TEL:026-227-6080

メール:ngn@jetro.go.jp

〒380-0928 長野市若里1-18-1

長野県工業技術総合センター3階



1企業3回まで・最大82万円支給！ 長野県パパ育休応援奨励金



—男性従業員の育休取得促進に向けた社内体制・環境整備にご活用ください—

長野県パパ育休応援奨励金とは、養育する子が原則1歳になるまでの間に、男性従業員が1回目の場合通算14日以上、2・3回目の場合通算28日以上の育休（産後パパ育休を含む）を取得し、職場復帰した場合に県内中小企業等に奨励金を支給する制度です。令和8年度事業分申請の受付を開始していますので、ご活用をご検討ください。

支給額	取得期間（①14日以上28日未満、②28日以上3か月未満、③3か月以上）によって異なります。 ※「職場いきいきアドバンスカンパニー」、「くるみん」、「えるぼし」のいずれかの認証を受けている場合、下記の額に2万円を加算します。 【1回目】 ① 10万円 ② 20万円 ③ 30万円 【2・3回目】 ① 交付対象外 ② 15万円 ③ 25万円
申請期限	対象従業員が育児休業から原職に復帰後1か月を経過した日から2か月以内、または、対象従業員が育休から原職に復帰後1か月を経過した日が属する年度の3月31日（いずれか早い日を期限とします） ※対象従業員が原職に復帰した日が令和8年3月1日以降同年5月28日以前に当たる場合は、申請期限は令和8年8月28日となります。
主な提出資料	法人に係る登記事項証明書又は個人事業の開業等届出書、納税証明書、雇用環境整備の実施状況を確認できる書類、一般事業主行動計画策定・変更届（様式第一号）など

※申請にあたっては、「社員の子育て応援宣言」及び「長野県パパママ育休実践企業登録制度」の登録が必要になります。

詳しくはホームページをご覧ください。

<https://nagano-advance.jp/childcare-leave/>

長野県 パパ育休応援奨励金

検索



【お問い合わせ先】

長野県産業労働部労働雇用課労働環境係 電話:026-235-7118(直通) Eメール:advance@pref.nagano.lg.jp

県内企業が対象 「採用力×発信力強化セミナー」を開催します

県内企業様向けの90分オンライン無料セミナーを開催します。【開催方法】オンライン(Zoom)

概要	
日時	テーマ・内容
7月15日(水) 10:30~	★採用力向上セミナー テーマ：求人「条件」だけの勝負は限界！ 組織の「質」を最強の採用ツールに —長野県出身の学生が「地元で働きたい」と思える職場環境とは—
7月29日(水) 10:30~	★発信力向上セミナー テーマ：学生・求職者の心を動かす 採用広報の三種の神器 —学生・求職者に届く「地元で就職」につなげる採用発信の工夫—

参加は
無料です

申込・
問合せ先

イーキュア株式会社 セミナー係（令和8年度選ばれる職場づくり推進事業受託事業者）

電話：0120-64-0234（平日：9時～17時）

申込方法：次のURLまたは右の二次元コードから申込フォームへアクセスしてください。

▶ URL：https://0234.jp

・詳細は次のURLをご覧ください。 <https://e-cure.jp/seminar/naganosaiyo2026/>

・希望によりオンラインでの個別相談を実施します。（先着30社・セミナーと別日）



全企業が対象！ 令和8年10月1日から

カスタマーハラスメント対策が義務化されます！



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

令和7年6月11日に、カスタマーハラスメント対策の強化等を盛り込んだ改正労働施策総合推進法が公布されました。

これにより、事業主にはカスタマーハラスメント（カスハラ）防止のための取組を行うことが義務付けられます（令和8年10月1日施行）。

カスタマーハラスメントとは？

- ▶ 次の3つの要素をすべて満たすものです。
- ① 顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者等が行う、
 - ② 社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
 - ③ 労働者の就業環境を害すること

事業主に求められる取組

- ▶ カスハラ防止のため、事業主は次の5つの措置を講じる必要があります。
- ・ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・ 相談体制の整備
 - ・ 事後の迅速かつ適切な対応
 - ・ 対応の実効性を確保するために必要なカスハラの抑止のための措置
 - ・ そのほか併せて講ずべき措置（相談者等のプライバシー保護や不利益な取扱いをされないことに係る措置 等）
- ※ 具体的な内容は、国が示す指針（右上の参考を参照）ご確認ください。

参考

- ・ 事業主が講ずべき措置等についての指針 等

▷ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html



- ・ 厚生労働省「あかるい職場応援団」

職場のハラスメントの予防・解決に向けた周知・徹底のためのパンフレット・リーフレット・マニュアルなどがダウンロードいただけます。

▷ <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/download/>



- ・ 長野県「カスタマーハラスメント防止に関する広報資料」等

ポスター・チラシなど、店頭掲示や社内周知にご活用いただけます。

▷ <https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/kasuhara-boshi.html>



あなたの事業所の取組を県が認定します！

- 障がい者雇用率の向上や、継続雇用に向けて工夫していることはありませんか？

取組宣言例

障がい特性に応じ、勤務時間、休憩時間に配慮します。

こうした取組に対し、ともいきカンパニー（障がい者共生社会推進事業所）登録事業者として認定し、認定証と認定ステッカーをお配りしています。認定件数は671件になりました（令和8年3月31日現在）。



「ともいきワークプレイス」 障がい者が働きやすい職場環境づくりを行う事業所

長野県ホームページに認定事業所の取組を掲載しますので、事業所のPR、社会的信用の向上にもつながります！ぜひ、申請についてご検討ください。申請書など詳しいことはQRコードからご覧ください。



※こちらの認定区分も併せてご検討ください。

「ともいきホスピタリティ」

障がい者にやさしいサービスを提供する事業所



お問い合わせ

長野県健康福祉部障がい者支援課

Tel:026-235-7105(直通) Fax:026-234-2369

Eメール:tomo-iki@pref.nagano.lg.jp

長野県公式
ホームページ

長野県ともいきカンパニー

検索

労働ながの 編集・発行：長野県産業労働部労働雇用課

HPにも掲載中

労働ながの

検索

電話：026-235-7118(直通)(受付時間 土日・祝日を除く 9:00~16:30) Eメール:rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

「労働ながの」に対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております！